

特別企画 シンポジウム 1

知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化

— 知財戦略と中小企業～地域における弁理士の役割 —

出席者

参議院議員 浜四津敏子氏
 内閣官房知的財産戦略推進事務局長 荒井寿光氏
 東京都知的財産総合センター所長 橋本正敬氏
 日本弁理士会会長 木下實三氏
 日本弁理士会総括副会長 佐藤辰彦氏
 日本弁理士会地域活動促進本部長 前近畿支部長 杉本勝徳氏
 日本弁理士会知的財産支援センター長 元東海支部長 佐竹 弘氏
 コーディネーター
 日本弁理士会役員・組織検討委員会委員長 波多野久氏
 司会 日本弁理士会副会長 吉田 稔氏
 弁理士 赤尾謙一郎氏
 弁理士 滝田清暉氏

平成 16 年 12 月 21 日 (火) 開催

司会 大変お待たせいたしました。ただいまからシンポジウム『知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化』、副題としまして、知財戦略と中小企業～地域における弁理士の役割、を開催させていただきたいと思っております。

弁理士の大量増員時代を迎えまして、全国の会員（弁理士）の指導、連絡、監督をより効率的に行う、それから地域での知財ニーズに対して組織的な対応を可能とする、そして会員の参加意識の高揚を図るということを目指して、日本弁理士会はこのたび、全国を支部のネットワークで結ぶという方向付けを行おうとしております。今回、このような意義について、会員のより一層の御理解、御協力をいただくために、この度のシンポジウムを開催することになりました。よろしくお願ひいたします。

申し遅れましたが、私は副会長の吉田稔でございます。本日の司会を担当させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、日本弁理士会会長・木下實三より御挨拶を申し上げます。

木下 本年度、日本弁理士会会長を務めております木下實三でございます。本日は、開催に当たりまして、

浜四津敏子参議院議員、荒井寿光・知的財産戦略推進事務局長、橋本正敬・東京都知的財産総合センター所長様には、年末の大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。会員の皆様も多数御出席いただきまして、ありがとうございます。

後ほど基調講演をしていただきます荒井事務局長様の御専門のところで、またお話しいただけるとお思いますけれども、皆さん御存じのように、2002年2月に小泉首相の施政方針演説におきまして、知的財産立国宣言が出されて以来、昨年7月には知財推進計画が策定され、さらに今年の5月にはその改訂版、知的財産推進計画2004が策定されるなど、知的財産政策が極めて速いテンポで実行されております。

知的財産推進計画におきまして、日本弁理士会、あるいは我々弁理士に対しまして、中小企業、大学の支援、あるいは地方自治体や弁理士が少ない地域におけます知財の支援強化というものが求められております。そのため、日本弁理士会といたしましては、知的財産支援センター、地域活動促進本部や各支部などの関連機関、あるいは会員各位が対応しておりますけれども、知的財産に対する社会のニーズというものは大変多様で、また多量なものがございまして、十分な対応ができていないのではないかとというふうに考えております。

そのため、日本弁理士会としては全国の会員の指導、連絡、監督をより効率的に行うこと、また知財、地域での知財ニーズに対する組織的対応を可能にするために全国にアクセスポイントを設けること、あるいは全国くまなく支部を設けることを早急に実行する必要があると思っております。

そこで、本日はこうした全国支部制の意義について、会員によりよくわかっていただくとともに、会員の参加意識を高揚するため、このようなシンポジウムを開催する次第でございます。会員の皆様におかれまして

は、そのような趣旨を御理解の上、全国支部化がスムーズに実行できますように、御理解と御協力をお願いいたします。私の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。(拍手)

司会 引き続きまして、弁理士・弁護士であられ、参議院議員であられますとともに、公明党代表代行、それから知的財産制度議員懇話会会長であられます浜四津敏子先生に御挨拶をいただきたいと思っております。今回のシンポジウムの趣旨を申し上げましたところ、御賛同いただきまして、御挨拶を賜るということになりました。

浜四津 御紹介いただきました参議院議員の浜四津敏子でございます。今、日本はプロパテント時代で、その時代の先端で大きな使命と責任を担っておられる弁理士の皆さんに、心より敬意を表しております。私も日本弁理士会の会員の一員でございまして、弁理士の皆様にお教えいただきながら、皆様の応援団の最大の一人として、国会の場で日本を知的財産立国にするために、弁理士会の発展のためにという思いで全力を尽くさせていただいております。

財の中心が物から無形の情報へと移行しつつある社会をさらに発展、リードし、また時代に合った制度、政策、法律へと、この数年、知財の制度の大改革が急ピッチで進行中です。今から約3年前、2002年2月に小泉総理が国会の演説で「知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進する」と言われました。すなわち、国家戦略として知財に取り組むという宣言だったわけでございます。私はそれより前に、委員会のたびに、日本は国家戦略として知財に取り組まなければいけないということを言い続けてまいりましたので、その宣言を聞きまして感無量でございました。

そして、この宣言を皮切りに、同年3月には総理を本部長とする知財の戦略会議が設置されました。また、7月には大綱が、12月には基本法がつくられまして、この基本法に基づきまして政府は知財の戦略本部を設置して、特許迅速法、著作権侵害に対する罰則の強化、また知財高等裁判所設置法等、また模造品、海賊版対策等の強化、知財推進計画の策定と、次々に手を打ってまいりました。そして、我が国は本格的に知財を日本経済の柱として位置づけ、改めて知財立国を政府・与党の方針として確認いたしました。また、我が国が世界に誇るアニメ、ゲーム、音楽、あるいは映像等の

エンターテインメントの振興を図る、コンテンツ振興法も自民党と、公明党が力を合わせて、その発案で、議員立法として本年5月に成立させていただきました。これに限らず、法律をつくる力を与党はいただいておりますので、これからも与党として自民・公明、力を合わせて弁理士の皆様にいろいろ教えていただきながら、知財立国へのピッチをさらに速めるための制度、政策、法律をつくらせていただきたいと思っております。

こうした流れは、知財の政策がいかに国としての喫緊かつ重要な課題であるかということ、端的に示しております。そのために制度を整備するとともに、さらに大事なことが知財専門家の育成及び支援でございます。何と云っても、制度ができて、あるいは法律ができて、それを有効に生かし、また成果を上げることができるかどうかは、弁理士の先生方をはじめとして、知財の専門家の皆様にかかっているからでございます。私どもはその実効性ある政策実現のために、これまでも尽力してまいりましたが、今後とも皆様と力を合わせて取り組んでまいります。今ちょうど予算の時期でございまして、もう予算が最終決着を見ております。税制も最終決着に至りましたが、ともかく予算につきましても与党の一員として皆様の発展のために力になりたいと思っております。

知財立国を目指すには、中小企業の人たちへの支援、また地域におけるこうした支援が不可欠でございます。今回のシンポジウムはそこに焦点を当てた、今一番求められている課題に対応するシンポジウムだと考えております。中小企業は我が国の産業基盤を支え、またベンチャービジネスには新産業の創出等が期待されております。しかし厳しい経済情勢のもとで、事業資金確保の困難性やあるいは物づくりにおけるアジアの追従等を考えますと、中小企業、ベンチャービジネスは知財の創造、権利化にさらに真剣に取り組む必要があります。そういう意味で、弁理士の皆様の全国組織化をして、皆様のお力をおかりしなければいけない時代になっていることだろうと思っております。また、地方分権の流れの中で、特色ある地域社会の構築が迫られておりますが、そのためにも知財創造の拠点である、地域の大学等との連携を強化し、知財を前面に出す仕組みを強化すべく、与党として全力でこれからも取り組んでまいります。

先日、財務省から内示がありました平成17年度予算では、経済産業省の地方経済産業局が関係する民間の組織専門家と協力し、独自に地域知財戦略推進計画を策定、展開する予算として11億円、また中小企業に対する出願、審査、審判段階の支援に9億円、地方における相談体制の整備、講習会等に7億円の予算を計上し、あわせて地域中小企業知財予算は全部で29億円を確保することができました。今後とも、知財戦略をさらに確固たるものにするべく、こうした予算の確保についても与党として責任を持って取り組んでまいります。

日本弁理士会の皆様が、地方分権、中小企業の活性化、地方の活性化、そして雇用の拡大について、知財の面から支援してくださり、そして知財立国に貢献しようとしておられることに大変、敬意を表し、また意義深いものと思っております。現在、特許庁では、農産物などを地域ブランドとして商標登録し、松坂牛などを権利化し、保護しようとしております。これに限りませんが、こうした動きは担い手にどれほどの希望を与えるかわかりません。そして、農村にどれだけ活力とやる気を与えるかわかりません。

日本弁理士会の全国支部組織化は、こうした動きに対応するものでもございまして、地方に隠れたユーザーを掘り起こすことにもなると思います。しかし、弁理士の皆様は、現在は東京圏、近畿圏に集中しております。今回の全国支部組織化はこうした点を解消しようとするものであり、与党として、また公明党として、私も国会議員として、積極的に支援させていただきたいと思っております。日本弁理士会、ますますその使命と責任、そしてまた日本全体、また世界からの期待も非常に大きくなっております。皆様のますますの御発展をお祈りし、御挨拶とさせていただきます。

本日はお招きいただきまして、本当にありがとうございました。今後とも御支援、また御指導いただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

司会 浜四津先生、ありがたいお言葉、誠にありがとうございました。

それでは、基調講演に移らせていただきたいと思います。基調講演は「知的財産を活用した地域活性化」をテーマに、内閣官房知的財産戦略推進事務局・荒井寿光事務局長にお話をいただきます。

皆さん、御存じのように、荒井様は元特許庁長官であられ、現在は日本弁理士会の外部意見聴取会の委員長として、いろいろと御意見をちょうだいしております。それでは、荒井様、よろしくお願ひいたします。

荒井 ただいま、御紹介いただきました荒井でございます。

今日は、日本弁理士会のシンポジウムにお招きいただきまして、ありがとうございます。「知的財産を活用した地域活性化」ということでお話しさせていただきますが、日本弁理士会の皆さんが地域との関係を強化していこうという試みは、非常にタイムリーであり、素晴らしいことだと思います。

今日は、「知財立国への道」、「知財改革の内容」、それから特に3番といたしまして「知財の地域への広がり」と弁理士への期待」の3つについて、お話しさせていただきます。一番最初に、「知財立国」への道についてお話しをします。最近の知財立国への動きは2002年2月に総理大臣が施政方針演説で話をされたところからスタートしているわけございまして、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。」ということで、明治以来、総理大臣が施政方針演説で初めてこういう演説をされたわけです。いい研究開発をしてもらい、そしてそれを弁理士の先生方の力をいただいて、しっかり取得して、保護・活用していく。これを国家目標にしていこうではないかということでして、その後、知的財産基本法が同じ年に成立しました。国会で総理大臣が演説したのは行政のトップが言ったわけですが、今度は国民の代表が知財基本法を全党一致で成立していただいたということで、国民のコンセンサスというふうになったわけです。

その後、知的財産戦略本部ができて、そして「知的財産推進計画」が2003年7月にできたわけです。この考え方は3年間の中期計画ということです。計画もいつ実現するかどうかわからない計画だといけないということで、時間の感覚を入れるべきという各方面からの御指摘もありまして、3年間の中期計画にしたわけです。

そして、2004年5月に、「知的財産推進計画」の改訂版として、「知的財産推進計画2004」を策定いたしました。ちょうど会社の方が3年計画をつくって、1年

経ってみて、ではこれからの3年はどうしようかというところでリボルビングでやっていくのと同じことです。

従来の国の計画というのは、最初は1期5年、それから次の5年ということでやっていくわけで、途中で世の中の情勢が変わっても、なかなか変わっていかないということもあります。しかし、毎年毎年色々な技術の進歩もあります、それから社会情勢、国際情勢も変わっていきますから、そういうものに合わせてやっていこうということです。これは毎年毎年、目標を下げた意味がないわけです。世界は知財の競争が非常に激しくなっています。まず3年間を見て、そしてまた1年経って、ちゃんと進捗しているのかということです。足りない部分はまた足していく、そしてまた新しく必要なものは加えていくということです。

最初の2003年7月に作ったときは270項目のアクションアイテムが入っていますが、1年経って見直したら、400項目になりました。最初的时候にはこの計画に入ると得か損かわからないので、模様眺めの人もいました。こんなものに下手に入ると義務だけ負って、やらないと怒られるのではないかとということもあったんです。これは日本弁理士会の皆さんにも本当にお世話になったんですが、各地域で意見を聞いて歩くと、「それならこういうこともやって欲しい」とかいう追加がいっぱい出てきて、270項目が5割アップの400項目になったということです。

その後、総理大臣は演説のたびに毎回、知的財産について触れられています。今年10月に始まった臨時国会でも、「知的財産高等裁判所の創設、特許審査の迅速化、税関での模倣品の差し止め強化により、『知的財産立国』が着実に推進されています。映画やアニメ、能や歌舞伎など、内外の人々を魅了する文化、芸術を振興し、豊かな国づくりを進めます。」という内容で、総理大臣が演説をされました。

日本弁理士会からは、知的財産戦略本部の前身の知的財産戦略会議のときから御意見をいただいています。知的財産戦略本部になってからも、8本の御意見をいただいています。中身も濃くて、多くの御意見を反映しています。毎回毎回御意見をいただいて、これを出すために日本弁理士会の中でも色々な真剣な議論をなされていたりしますので、今日はお礼を言いに来ました。

日本弁理士会の先生方から「こういうふうにしていったほうが知財立国になります」と色々なご意見を言っていたことは、日本にとってはいいことだと思います。なぜかという、日本弁理士会の先生方は第一線の様子、現場の様子、企業の様子、大学の様子を一番御存じだから、これは抽象的に考えて御意見を言われているのではなくて、本当に第一線の模様をデータに基づいておっしゃっていただいているからです。

簡単に知財立国についてお話しさせていただきますと、ポイントは日本人の能力を十分に発揮しようということです。明治以来、日本は資源のない狭い国で、勤勉でコツコツやって、工業化を進めて、世界の歴史において奇跡と言われるように日本の発展がなされたわけです。日本人が勤勉に加えてさらに知恵づくりを成功すれば、21世紀も立派な国になるということです。日本人の能力が発揮できれば、日本人自身も幸せになるのではないかとというのがポイントです。色々な能力の発揮、それはスポーツの世界においてオリンピックで金メダルを取るのも能力でしょうが、私どもは発明や創作の分野でいろんなことができるのではないかとことです。資源のない日本は頭の中に資源があるというのが、原点です。それと同時に、日本の経済社会も活性化して、景気がよくなるということです。

さらに私どもが大事だと思っておりますのは、いい発明をすると世界文明の発展に貢献するという事です。日本は今どこへ行くという議論が、色々なされております。井深大さんというソニーをつくられた方が、発明協会の会長を25年おやりになっていて、多くの発明が評価されて、文化勲章を受けられたわけです。井深さんは「発明が文化を創造する、文化を発達させるというものが認められたことがうれしい。文化というものの認識が大きくなったといえるでしょう。発明というのは古代からいろいろな発明、例えば水時計や製紙、中世の活字印刷や、近世に入って産業革命の原動力になった蒸気機関や、エジソンの蓄音機など、さまざまなものが開発され、世の中に出てきました。これらのものは、人類の文化に多大な影響を及ぼしてきました。まさに文明開化の原動力であつたでしょう」と言われています。

実は発明家として文化勲章を受けられたのは井深さんが初めてです。実際に役に立つ発明をした人が文化

の発展に貢献するということが評価されたのはうれしいということをおっしゃっています。21世紀に日本でいい発明をして、それで世界の人の生活が豊かになっていったら、日本という国はいい国だと思うわけです。そういう国を目指していこうというのが国家戦略です。

今までの特許行政とか著作権行政はどちらかというのと大企業中心でした。特に、戦後においては日本が国際競争力を増して強くなる方法でした。ですから、日本弁理士会の先生のお客さんも大企業が大部分だったわけです。だから、都会に集中しているということです。しかし、日本人の能力を発揮するなら、日本人1億2,000万人、色々なところに、北海道から沖縄までいるわけだから、そこにいる中小企業、個人を大切にしていこうではないかということです。井深さんも何もないところからソニーをつくられたわけですし、豊田佐吉さんも、そうです。エジソンもそうです。最近ですとビル・ゲイツみたいに、個人が考え出すところから伸びていくということで、中小企業や個人を大切にしていこうような行政が必要なのではないかということです。

2点目は、地域の振興です。これは今までは、大会社が伸びていけば、国際競争力が増し、立派になっていく、外貨を稼ぐということでした。表現はいいかどうか分かりませんが、大企業だって昔は国際競争力がなかったわけですから、少なくとも大企業は国際競争力をつけて、世界で負けないでくださいということでやってきたんですが、今はその段階は終りまして、今度は地域が工場誘致などではうまくいかないときに、では各地域でも頭を使って、各地域の特色を生かした地域振興をすることを考えようということです。例えばシリコンバレーみたいなのが念頭にあるわけです。

3点目は、これは反省を込めて言っているわけですが、ユーザーと行政・司法のどっちが主役かわからないと言われます。特許庁の人も、いい出願をしてもらったらありがたいと思うことが大切です。裁判所に行くときは皆緊張していくわけですが、これも主役が逆になっているのではないかということです。特に大企業や弁理士の先生方だと慣れているからいいんですが、中小企業や個人の方だと役所に行ったり、裁判所に行ったりするのは大変ですから、もうちょっと親切

にしようという考え方です。特に今回の推進計画の中では、中小やベンチャー企業の知財を守ろうということ、1つの柱に入れています。

これは特許を取るだけでも大変ですし、ましてや海外に展開するのはもっと大変です。それから権利侵害されても、中小企業やベンチャー企業の人是非常に対応することが困難です。また、地域を振興するときにも地方自治体の方が知財戦略をお作りいただくにしても、今までは慣れていません。

それから、農林水産物の地域ブランド、これは本当にここ数年間、毎年、毎月、毎週と言っていいぐらいに偽物が出てきています。これは消費者が皆な騙されていたわけです。商標とかといっても、全然守っていないとか、他の人が便乗で偽物を売っているわけです。これはおかしいわけで、日本中、もう少し正直になる必要がある。正直になるために、知的財産というのは農林水産物をブランド化した人たちを尊重しようというわけですから、そういうものを生かしてやっていこうということです。

そういう考えの内容を幾つか、既に弁理士の先生方はお詳しいかと思いますが、ポイントだけお話しさせていただきますと、1つは大学です。これは、優秀な方が多いわけですから、いっぱいいい発明がなされて、どんどん特許が出てくるかと思ったら日本の場合には「象牙の塔」だとか、「白い巨塔」ということで、論文しか書いていない人が多いようです。大見先生（東北大学）が、先日、雑誌に書いていたのは、社会で使われない論文は紙くずだということです。「産業は学問の道場」という言葉もあります。大学も産業界、地元の中小企業と協力して、一緒にやっていこうではないかというふうになつてあります。

国立大学も法人化してやるとなると、各地の大学が、うちの大学は何のためにあるかといったら、世界で一番立派なことを研究する、それから学生をしっかり教育するだけではやはり足りなくて、うちは地元で喜ばれる大学だということを考え、取組み始めています。そういうことで、大学に知財本部ができたり、TLOができています。

それから特許庁も、私も特許庁長官をさせてもらって反省を込めて言えば、特許審査の迅速化ということです。折角いい発明をして特許庁に出願しても、今までは、審査請求期間が7年だったこともあり、出願か

ら特許になるまで平均9年かかっていました。スピードの時代になったら、どんどん速く決めていくということが必要になってきたのです。今回、特許審査迅速化法というのを作って、審査を速くしようということです。

これは弁理士の中にもいろんな意見がありまして、「速いだけが特許ではない」とか、「遅いほうがいいんだ」とか、「駆け引きだ」とかおっしゃる人がいっぱいいます。だけど、そうではなくて、全体は速いほうがいい、駆け引きで遅いのは例外にしようということです。これは特許庁が悪いか、弁理士が悪いかということをおっしゃる方もいるんですが、特許庁がお待ちくださいと言って待ってもらっているうちに、アメリカは先にやってくれるということで、ビジネスの仕組みが変わってしまったんです。だけど、そうではなくて、日本人の発明は日本の弁理士がしっかり特許出願して、日本で権利にして、それで世界に行くというのが本来の姿だと思います。いまやアメリカ、ヨーロッパの特許庁もパンクしてきましたから、日本の特許庁は速くやってくれというような注文も出てきています。

幸い、任期付き審査官など、色々な仕組みで相当早くなくなってきております。早期審査制度は、特に中小企業やベンチャー企業、大学の出願については、早めに審査しようという制度です。大企業のいつでもいいですという方はゆっくり待っててもらったらいいいと思うんですが、中小企業やベンチャー企業、大学の出願については早く審査を行ったほうがよいということです。これは、今までは日本人の機会平等で、出願した順番といていたんですが、権利化したい順番にやったらいいということです。敢えて苦言を申し上げれば、こういう制度があることを教えてくれない弁理士がいっぱいいるようです。私は全国を回って歩いて、「こういう制度があり、しかもこれは追加料金なしです」と言うと、「そんなことをやるんですか、うちの弁理士は教えてくれなかった」という方がいっぱいいます。しかも特許庁は追加料金なしなのに、弁理士の先生はまた手数料を取る方もいるようなんです。これもどうかしているのではないかと声を聞きます。特許庁は折角無料でやっているのに、弁理士は手間がかかるということらしいのですが、趣旨に反するのではないかとこのような気もします。

もう一つ新しく始めたのは、従来技術調査の支援制度です。これは審査請求をするときに、今まではとにかく特許庁でチェックしてもらえということはいっぱい滞っていました。しかし、中小企業の方の場合には従来技術調査を予めしてもらえれば、特許になりそうかどうかわかりますので、権利になるなら早く特許にしたらいいいし、駄目ならもっといい研究開発をしたほうがいいというような判断をくださることができます。このような制度を今年から始めました。こちらも弁理士の先生方にうまく活用していただきたいと思いません。

それから、職務発明規定です。200億円の判決が出たりして、各方面での関心が非常に強くなっています。今回の特許法の改正で、職務発明の対価は合理的手続きのもとで取り決められたかにより判断するというふうになりました。この手続きの参考事例集を特許庁が公表いたしまして、各方面での説明会をしています。大企業のみならず、中小企業、大学も皆これの対象になりますから、各方面で検討がされております。弁理士に相談に行ったときに、適正に相談に乗っていただきたいという要望を申し上げたいと思います。

次は、知的財産高等裁判所設置法の制定です。いろいろ日本の裁判制度の議論がございました。技術がわからないとか、遅いとか。「思い出の事件を裁く最高裁」というのは、総理がいつも引用される川柳ですが、普通の事件だって時間がかかるのだから、特許のように技術の入るものはもっと難しいから、もっと時間がかかるというのは今までの一般的な感覚だったんです。しかし技術のスピードがドッグイヤーの時代にまずいのではないかとということで、知財の高等裁判所をつくるという法律が通りました。今、準備中で、今度の内示でも予算がついていますから、来年4月から発足する予定です。そうなってきたときに、行政府、立法府に加えて、司法もこういう体制をつくったということで、三権それぞれ知財立国にふさわしい体制をつくったという意味でも大きいと思います。

それから、関税定率法の改正。今までは特許は権利を取っておくことに意味があったということでした。段々と権利として重要になってきて、しかも日本に色々な偽物が入ってくるぐらいに、周囲の国の技術レベルが上がってきています。そういうこともありますので、関税定率法を毎年改正して、日本に偽物が入って

こないようにする仕組みを整備しています。

次は、コンテンツ促進法の制定についてです。「冬のソナタ」で韓国の俳優が素敵だという日本の女性が多いと新聞に書いてありました。日本のアニメとか映画とか音楽がアジアをはじめ、アメリカ、ヨーロッパ、各地域で評価されています。そういうことで、日本の文化が理解される、日本のクリエイターの能力が発揮されることが必要だということで、こういう法律ができたわけです。

それについても知財人材となるわけです。弁理士については、毎年、合格者が増えています。少数精鋭だけでは済まなくなってきました。時代はいよいよ多数精鋭の時代が変わっています。なぜか日本人は勘違いしていて、数を増やせば必ず質が下がるというんです。しかし、そんなことはなくて、例えば、いい人がいっぱい入ってくれば、サッカー人口というのも裾野が広がって初めてワールドカップにも出られるわけです。従って、弁理士の先生方が国際的に活躍するためには、裾野が広くなければいけません。そんなこともありまして、弁理士人口も約6,000人時代になっています。その他、知財人材は、企業にもおられますし、特許庁にもいます。それから裁判官、弁護士にもおられます。翻訳の関係もニーズが高まっていますが、正確に訳してくれる人は少ないと聞いております。英語の特許翻訳者はいても中国語がないとか、色々な問題があります。知財人材がどのぐらいいるかは、必ずしも把握していませんが、多く見積って5万人ぐらいと言われております。しかし日本は、世界一の特許出願国ですから、多数精鋭で行くことが必要です。

最後に「知財の地域への広がり」と弁理士への期待についてお話しをさせていただきます。最近、特に地域との関係で弁理士への期待が高まっています。「知的財産による産業の創出が地域を活性化させる」ということで、大企業だけではなくて自治体や大学、中小ベンチャー企業など、色々なところに知財への取組みが広がっています。それから業種も、従来のように製造業だけではなくて、農林水産業、建設業など色々な分野に広がっています。戦略についても、権利を取るだけではなくて、これでライセンス契約をどうする、知財戦略の保護・活用をどうするというようなことで、皆さんの言葉で言えば知的創造サイクルへの一貫的関与ということになるわけですが、広がってきています。

地方自治体も、後でお話しされる東京都がこれをリードされていまして、橋本所長のところの知財戦略も立派です。その他にも北海道、秋田県、愛知県、大阪府、島根県、福岡県はもうできたところです。また、15の都道府県でも現在、知財戦略の策定が始まっています。敢えて申し上げたい点は、こういう7つの都道府県でできたときに、全部の都道府県の知財戦略づくりに弁理士が参加していません。一部にしか参加していないです。これは都道府県でお作りになるときに、弁理士に意見を聞けばいいものができるというふうに思っていない都道府県もまだあるということです。皆さんこういうのを作るときには相談があるはずと思っただけでも、どこに相談に行ってもいいか分からないというようなこともあって、この7つの都道府県の知財戦略策定の体制をチェックしてみたら、その委員の中に弁理士が入っていないのがございます。あと、まだ15の都道府県で作っています。他もチェックするとそうなっているかもしれません。

これからは地域に密着した弁理士会活動が、個人として、組織として必要だと思います。「どうして弁理士に頼まないんですか」と聞くと、「敷居が高い」と言います。「弁理士の専門分野や料金体系が不安」だとか、色々なことがございますが、無料の知財の相談窓口の実績を見ても、無料なら相談に行くという人がいっぱいいるわけで、別にその後もずっと無料にする必要はなくて、最初の相談、第一次の相談は安くてもいいんですが、最初から何十万円も取られると心配だと、そもそも金がないというようなこともあるわけで、まず身近に相談できる場所があるといいということです。このような悩みは大企業とは違います。また、農協とか漁協でも、商標を取るときにも同じ問題があります。そういうときに気楽に、農協や漁協の人が相談に行ける先がございません。

「知財推進計画」の要望をとったら、こういう意見が出てきています。「マッチングファンド事業の成果を特許出願するに当たり、県内の弁理士2名に依頼したところ、手持ち受注がいっぱいで対応できないと一たんは断られたため、認められた予算を使っただけの出願が契約期限内にできるかどうか危ぶまれたという経緯がありました。知財の創出は大都会に限られることではないため、弁理士をはじめとした知財専門家を地方へ配置する、何らかの施策ができないものでしょうか」

ということです。実は関東近辺も「関東」というくくりとしては弁理士の数が多いんですが、非常に不自由を感じている県もあります。東京都は知的財産総合センターでしっかり対応されていると聞いております。

大学も、知財本部を作ったり、TLOを作ったりしています。大学知財本部でも外部人材として319名が活躍しており、そのうち弁理士等が69名というんですが、これは弁理士が69名ではなくて、弁理士事務所 にいたことがある人なども入っているわけです。大学のなかにも、国から特許出願を奨励されていても、弁理士に相談したいが、弁理士というのはどこにいるのだらうと悩んでいるというそうです。大学においても知財を創出をする、権利化、技術移転、いろんな段階が必要ですから、各段階で弁理士が早め早めに相談に乗っていただきたいということです。

一方、中小企業は大企業と違って、まず社内に知財の担当者はいません。中国は中小企業で、大体3人から5人ぐらいいるところが増えてきているようです。愛知県に行ったら、中国へ工場をつくっている経営者の方が、中国の中小企業のほうが日本よりも知財の社内体制ができていると言っていました。それから、弁理士の依頼先がわからないとか、専門分野がわからない、費用が高いということをよく言われます。そういうことで、弁理士の先生方がぜひ中小企業の知財部門になっていただきたいということです。

それから農林水産物などの地域ブランドは大事です。全部の都道府県で独自の地域ブランド認証制度を取組んでいます。残念ながら地域ブランドの振興のためには、農家の方、漁師の方、いろんな方の相談に乗っていただくだけの体制が、今できていないということでございます。

そんなことで、知財立国は、日本弁理士会の皆様方の御支援でここまで来ていますが、いよいよ次の段階に進んでいかなければいけないわけです。是非これからも、また弁理士の方と協力して進めていきたいと考えております。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

司会 荒井事務局長様、有意義なお話をありがとうございました。

それでは、パネルディスカッションに進ませてくださいと存じます。

司会 ただいまからパネルディスカッションを開始

させていただきます。

皆様から向かって左から、パネリストを御紹介いたします。内閣官房知的財産戦略推進事務局長・荒井寿光先生、東京都知的財産総合センター所長・橋本正敬先生、地域活動促進本部長であり、前近畿支部長の杉本勝徳会員、続きまして知的財産支援センター長であり、元東海支部長の佐竹弘会員です。コーディネーターは役員・組織検討委員会委員長の波多野久会員にお願いいたします。(拍手)

それでは、波多野会員、よろしくお願いたします。

波多野 まず、今日は第1回のシンポジウムとしまして、『知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化』という形で進めてまいります。現在、日本弁理士会には、支部として近畿支部、東海支部の2つの支部がありますが、同時に今、3つ目の支部として九州支部の立ち上げを予定して、鋭意努力しております。さらに全国支部化の構築に向けて一生懸命、議論しているところでございます。

そのような中で、今日は皆様方の御理解と御協力をぜひ得る目的でもって、このシンポジウムを計画させていただきました。

初めに、知的財産を東京都のほうから立案、製作されておられます橋本正敬・東京都知的財産総合センター所長から、プレゼンをしていただきたいと思いません。ひとつ、よろしくどうぞ。

橋本 橋本でございます。現在、昨年4月に新設された新しい組織であります、東京都知的財産総合センターというところで、中小企業の皆さんが知的財産をつくり出したり、保護したり、活用したりするのを支援する仕事をやっています。そういう意味で、中小企業の皆さんの相談全般を受けているわけで、中小企業と弁理士先生の皆さんとの関係等、いろいろ問題を感じている面もありました。そんなことで、パテント誌の11月号に地方公共団体の知財への取り組みということで、問題提起をさせていただいたんですが、今日は、さらにそれについて説明する機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

まず、パテント誌と重複してもと思いますので、なぜ地方自治体が中小企業の知的財産活動を支援しているのかというあたりから、少しお話をしたいと思います。私も昨年4月に今の仕事を始めて初めてわかったんですが、東京都は非常に大きな都会でして、日本の

文化とか経済、政治の中心ではあるんですが、産業はどちらかといいますといろいろな中小企業の集合体というところがございます。かつて東京にも大きな工場等があったはずなんです、環境問題等で皆、近隣の県に出ています。そして、さまざまな中小企業がございます。物づくりだけでも6万社を超えるというふうに聞いておりますけれども、いずれも全国平均と比べましても規模が小そうございます。数では全国第1位だそうですけども、従業員の数では第3位、製造品の出荷額でも3位、付加価値額では2位というのが現状でございます。

そういうことで、私どものセンターができた背景に東京戦略ができており、その前にいろいろな中小企業対策審議会というものが行われまして、やはり東京の物づくりは危機的な状態にあるという分析からスタートしています。激減した製造業ということで、バブルがはじけて以降、常に中小企業の物づくりは廃業率が新規創業率を毎年上回って推移しております。その中でも、都市型の物づくり、あるいはソフトな物づくりという分野の産業は非常に健闘している、伸びています。それから、厳しい中でも技術力とか技能があり、あるいは企画開発力を持っている企業は健闘しているという分析を行いまして、その上で物づくりの企業の体力をつけるためには、技術力を高める。さらにマーケット力を高めるという必要性をうたって、その上で知的財産で戦うということで、私どものセンターができたという経緯がございます。

これは先ほど、荒井事務局長のお話にもありましたように、各県でもやはり県によって重要な産業とか伸ばしたい産業は違いますので若干の違いがありますが、やはり地方の産業振興となりますと中小企業に力をつけてもらうというところ、相当オーバーラップするように思います。そんなことで、最初に東京も地方であり、地方は今、中小企業の振興に大変力を入れているというところから御紹介させていただきました。

波多野 ありがとうございます。

それでは引き続き、杉本勝徳・地域活動促進本部長、ちなみに杉本先生は前近畿支部の支部長でもありまして、支部活動に造詣が深いという立場からプレゼンをお願いしたいと思います。

杉本 杉本でございます。

まず、近畿支部はできてちょうど20年、来年の2月2日に大阪で盛大に20周年の記念式典、それから祝賀会を行います。ぜひ東京からも駆けつけていただきたいと思います。

ということで、近畿が20年経ったわけですが、その間にできたのは東海が9年前に1つだけということで、支部の全国化というのが私たち近畿支部は長年、弁理士会を活性化するための条件ではないかというふうに考えてきたんですけれども、やっとここにきて国の力の入れ方もあるんですが、私たちの意識も高まってきたのではないかと考えております。

近畿支部をつくる際に、皆さん方のお手元にも配付させていただいた、なぜ支部が必要かという、弁理士会近畿支部問題に関する座談会というのがあります。これが行われたのが昭和56年、支部ができたのが昭和60年なんです。既に、近畿支部を5年ほど前から何とかつくらなければ、弁理士会というのは今後非常に困ったことになるのではないかとということで、5年ばかりで近畿支部はつくったわけです。そして、それから遅れること11年目に、東海支部ができたということで、我々としては支部ができるのが非常に遅いということで、じりじりしていたわけです。

それで、支部ができるとどういうことが起こったかと申し上げますと、支部には実は3つの事業がございます。①支部独自の事業、要するに地域に合った事業です。それから②本会から委嘱される事業、こういうことを本会の事業として支部で受け取ってやってくれと。それから、③本会の直接の事業を単にお手伝いするという、この3つ仕事は支部にはあるわけです。そのうちの特に支部独自の事業が非常に重要でありまして、これをどのようにやるかによって、支部の存在意義が大いに生かされるということになるわけです。

それから、我々、弁理士会というのは会員の指導、連絡、監督というのがございますけれども、これは北海道から九州までの会員を東京の本会だけでコントロール、あるいは指導、連絡、監督することはほとんど不可能です。支部ができますと、支部単位でその支部に所属する会員の指導、監督、連絡もできる。その結果、弁理士の品位の向上とか、業務における問題の解消とかということが自然発生的に生まれてくるということがあります。

そして、地域での活性化の結果、どういうことにな

るかといいますと、地域での認識が非常に高まる。東京は現在、会員が3,000名を超えていますけれども、弁理士会の近畿支部をつくったときにはまだ300人台だったんです。そうすると、「弁理士って何や」と、弁理士という認識がほとんどないと。したがって、我々が一生懸命やっても、「何をしてんのや」と、「そんなことで飯が食えるのか」というような認識しかなかった。それが支部をつくって、弁理士を含めた9土業の定期的な会合をやったり、大阪府とか大阪市とか、その他にも京都、神戸などの地域の公共団体と定期的な懇談会、あるいは交流を持つことによって、それでは弁理士会にこういうことを頼もう、弁理士会にこういうことを公共事業の一つとして協力してもらおうということがどんどん増えてくることになるわけです。

現在、近畿支部では地域の中小企業を活性化するということが大阪府とタイアップしまして、29ある商工会議所に相当数の弁理士を派遣して、地域の中小企業の知的財産マインドを向上していただいています。そして、この一、二年は大学の知的財産、特に大学は最近、知的財産本部というのをつくっており、その本部に弁理士が直接関与すると、そして大学の論文で終わっていたものを、その発明の特許として我々が拾い上げて完成させていくということも、近畿支部ではやっております。結果として、地域全体の知財の認識、マインドを随分掘り起こしたということが言えるのではないかと考えております。

支部という組織は弁理士会本会の組織ですから、これを運営していくための公務というのが必然的に生じてきますので、この公務を通じてさらに弁理士会の動き、さらに弁理士会を通じて政治の動き、特許庁の動き、そういうものも見えてくるというメリットも、公務を手伝うことによって生じるという感じがあります。

以上です。

波多野 杉本本部長、ありがとうございました。

では引き続きまして、佐竹弘・知的財産支援センター長のほうから話をいただきます。佐竹会員は実は東海支部の初代の支部長という立場で参加していただきまして、本日は支部構築に向けて、特に関東支部等の構築に向けて、支援センターの活動を通じてのいろんな組織上の問題点、設立に対するいろんなアドバイス等を中心にしてお話ししていただくという予定になっております。よろしく願いいたします。

佐竹 ただいま御紹介いただきました佐竹でございます。話の内容は知財支援センターをわずかな期間ですが経験させていただいて、その面からお話しさせてもらいたいと思います。

私が支援センターを通して気になったことは、弁理士さんというのは果たして新しい知財の時代に頭がついていっているのだろうかという点です。昔の弁理士法、昔の弁理士会の会則を見ていただくとわかるんですが、自分たちの風紀を守る、業務の発達をやる、あるいは弁理士の自治を守るということで、どちらかというと社会に背を向けた内向きの利益を追求する、自分を守る、自分たちを盛り立てるという観点が歴史として長く続いたように思われます。

荒井先生の顔を見て思い出すことは、七、八年昔、支部を設立して、さあ、やろうかというときにお祝いに来ていただきまして、そこで、これからはプロパテントの時代だということで本をちょうだいして、お話を聞いて非常に衝撃を受けた記憶があります。そのときでも、かなりショックだったんですが、その後どんどん。それで今も、杉本先生と荒井事務局長のお話を聞いていると、新しいお話がどんどんでている。それぐらい世の中の知財認識は変わっているんだということ非常に痛感いたしました。

皆さん方もこういうところで会うと意識改革されるんですが、さて、事務所にお戻りになると出願の山を見、何やら顧客から電話がかかってくる、Eメールを見ると、もうそんなことは忘れてしまって、無私の境地に入って明細書を一生懸命に書くというようなことになっているのではないか。これは九州から北海道の会員も同じで折に触れ、いろいろお聞きすると、とかく社会貢献、社会の要請、社会というものがないがしろにされているような感じを強く受けております。

ところで実際、弁理士会の地方での活動はどんなかといいますと、今、名簿上は5,700人が在籍しておりますが、関東地区に4,200名おります。関東地区というのは御存じのように組織がありません。ここで私の悪い言葉でして、関東地区の先生は足踏みしている。前へ進んでいないと、悪口を言って、皆に嫌な思いをさせています。あと残り少ない人生だからいいかと思っ、嫌味を言っているわけです。実際に動いているのは近畿6県の1,000人の弁理士さん、東海5県の330人の弁理士さん、それからあとは九州から北海道

に散らばっている 150 人の弁理士さん。支部の場合もう組織がはっきりしておりますが、地区部会というのはあいまいな組織でございまして、しかし組織でないとも言えないというところで動いております。

全国を区分する単位は経産局単位で 8 つに分ける単位があります。しかし、多くの団体の分け方は都道府県単位、今も東京都の橋本先生がお話になりましたけれども、我々が支援するのもどちらかというと県単位でお話ができるわけです。しかし、我々は東京にいます、直接、九州の県の担当者とか、北海道の担当者とかへアクセスすることはできません。どうしても地元の弁理士を通じてやらなければいかん。そうすると、地元の弁理士に熱心な方が見えると問題がないんですけども、あまり熱心でない先生、あるいは東京から弁理士さんが応援に来てくれなくてもいい、おれたちは今安らかに仕事をして、安らかにやっているんだから、あまり荒らさないでくれというような先生だと、なかなか県に対するアクセスがうまくいなくて、その県に対する支援がうまくいかないというような悩みもございまして。

では、地方の組織はどうすればいいのか。ここでお勧めすることは、近畿支部を見てください、東海支部を見てください。この言葉で十二分に弁理士会の今後の行き方というのがわかるのではなからうか。私は東海出身ということで、別に宣伝するわけではないが、ここに平成 16 年度のオリエンテーション、すなわち新人研修のために東海の先生たちがつくられたものがあります。この中にはいっぱい支援の実績、支援活動に関するものが随分と織り込まれています。東海支部、あるいは近畿支部では夫々 3 つぐらい、支援関係の委員会をおつくりになって活躍なさっています。ここの先生たちは強制されているのだろうかという、決してそうではない。皆、喜々としてやっているわけです。それは地域を育てる、おれたちがこの知財に関しては専門家なんだと、おれたちが小中学校の教育をしましょう、高校の教育をしましょう、企業の啓蒙はおれたちがやらなければ、他にやる人がいないんだという意気に燃えてやっているというのが、はっきりわかるわけです。

そこまで持っていくのはどうしたらいいかという、やはり群れをつくる、そういうふうには支部という一つの組織をつくってあげる。そうすると、そこに求

心力が入って、皆さんが徐々に集まってくる。そうすると、支部というのは地区にありますから、例えば東海でいきますと中部経産局の方とも密接です。商工会議所とも密接です。発明協会とも密接です。あらゆる団体と、どこやらの何がねと、名古屋弁で話ができる、近畿に行くとか大阪弁で話ができるレベル、低い視野に立って、お互いにローカルな話ができるということで、非常に支援活動もスムーズにいつているように思います。

私がぜひお願いしたいことは、そういうローカルの正式な組織をつくっていただくと、肌で時代の変遷というものがわかるのではないかと。そして、47 都道府県のレベルで支援をやると、反応がすぐ返ってくるんです。自分たちがよくても、悪くても、反応が戻ってくる。そうすると、それが知識になって、啓蒙され、育っていく。あっちでよかった、こっちでよかったという話が、支部の中でも盛り上がる。そして、さらに輪が広がっていくということで。近畿、東海の例は立派な成功例で、これをぜひ見ていただきたいとします。

では残る三大都市の中の関東での支部はどうかということなんですが、これも決して無理ではないと思います。もう現に、関東には 4,000 人の優秀な弁理士さんがいます。だから、質にしても量にしても、それから弁理士会では既にルール以案もできているようございまして。そうすれば、あとは意気に燃える方、東京の方が意気に燃えていただくと、もうたちどころに支部はつくれると思います。

これは悪口になるんですが、昔の支部設置規則というのは支部をつくらせない、意地悪をするものなんだということで、私らも随分嫌な思いをしたことがあるんですが、今のルールは本当に支部をつくりなさい、本当に、さあ、どうぞと。皆さん方が意気に燃えていただければ、すぐ関東に 1 つ、2 つ、3 つ、幾つでも好きなだけおつくりになれると思います。

最後になりますが、支部の人数とか、地区の範囲はどうかというのは、私に言わせると、まず社会に決めてもらいなさい。そして、問題は 50 人以下になるようだと、何か考えなければいけないよね。50 人以下になると、ちょっと支援センターから応援する方策を考えると、あるいは 2 つ、3 つのブロックを合わせるとかというような考えが要るのではないかと。それから、一方、1,000 人以上になりますと、これもまたコミュ

ニケーションがどうなのかと。2,000人、3,000人になると分割を考えないといけないのではないかとのお考えも持っております。

ちょっと大ざっぱでございますが、そんなところでとりあえずの話しを終わらせていただきます。ありがとうございます。

波多野 ありがとうございます。

それでは引き続き、意見交換のほうに移りたいと思うんですが、まず移る前に荒井事務局長のほうから一言、お願いしたいと思うのは、現在、2003年に知財推進計画を荒井事務局長みずから策定し、そしてさらにバージョンアップした知財推進計画2004を作成し、実行に移されている。そして、そういう中で、その考え方の基本として日本人が持っている発明、創造能力を十分に発揮することが重要なんですと。資源のない日本にとって、優れた資質を生かす他に生きる道はない。世界一の知財立国を目指しますというような宣言をされて、実際にそういう行動に移されているんですけども、同時に地方社会においては特色ある地域経済の発展を望まれている。この特色ある地域経済の発展に我々、弁理士が、あるいは弁理士会がどういうようなことを、外部から見て、あるいはアシストできたり、あるいはお願いすることができるかということ、御意見をお持ちでしたら、一言説明していただけるとありがたいんですが。

荒井 これは各地域で知財を生かした地域戦略、地方発展が大事になってきているわけですので、弁理士の先生方の専門的な知識で、いかにそこでいい発明を生み出すかということです。そのためには例えばIPDL（特許電子図書館）がありますから、こういうものを使って、大学の先生のみならず、中小企業など、色々な人に対して、「そういう研究をされているなら、もうここまで行っているから同じことをやっても駄目ですよ」とか、研究開発のときからいろんなアドバイスができるわけです。また、「今、おやりになっているのはいいですね」とか、研究開発、技術開発のときにもアドバイスできるわけです。それから、出てきたものについて特許にする、それはただ普通の素人が書いたら、穴だらけの明細書になってしまうのですが、先生方が経験を生かしてやれば立派な明細書になって、国内だけではなくて世界で戦える。地方の中小企業の方も国際競争に巻き込まれています。そういう

ことですからいい明細書にしなければいけません。

それから特許を取るときにも、早期審査制度の活用とか色々な形で早く取るということが大切です。権利を取得すれば、マーケティング戦略において、その会社のいろんなパンフレットに記載するにも、「特許出願中」というよりも「特許取得済」の方が人が信用してくれます。銀行から金を借りるにしても、特許にもなっていますと言ったほうがいいわけですから、そういうときに資金の調達、マーケティングにも非常に役に立ちます。それから特許が侵害されそうだとか何かというときにも、本当に侵害されるかどうかなどの色々なアドバイスが必要となります。ライセンス交渉とか、色々な話もあります。様々な形で地域の発展に弁理士の先生方の機能、役割が求められていると思います。

今まではそういうことを必ずしもやってきていないと思います。これをぜひ弁理士個人として、それ以上に組織として対応していただきたい。各地域でもいろんな知財戦略を計画するときに、今、橋本所長、杉本先生、佐竹先生からお話がありましたけれども、弁理士の方が個人としての立場よりも支部として出てきてもらおうと、各自治体も、商工会議所も、大学にしても、相談しやすい。個人だと、どうしてもこの個人とやっけていて大丈夫かというのが相手の方に出ます。そうではなくて支部として、パブリックとしてやるということになると、自治体も大学も率直に相談できるという面があると思います。

波多野 組織としてやるほうが信頼性が高まるというお話を承ったんですが、今、産学連携の進展等で国立大学も法人化され、大学も知的財産本部を設置し、大きく変革しようとしている。あるいは、東京都においても多数の中小企業を抱えていて、中小企業政策において弁理士会、あるいは弁理士に対するいろんな要望も、今までの活動では東京都、あるいは関東等におきましても個人の弁理士が個々、自分の能力の範囲内で活動するというのが中心でした。東京都としてそういうような活動からさらに踏み込んだものに対してどういう評価、あるいはどういう思い入れがあるのか、その辺のところを橋本所長さんからお伺いできますでしょうか。

橋本 先ほど、荒井事務局長のお話の中で、中小企業、個人を大切にというお話と、それから行政手法の

親切運動というお話があったと思います。もちろん行政手法の親切運動だったんですが、私どもが期待していますのは中小企業に対しても、中小企業の目線で考える親切な弁理士さんがもっと増えてもらいたい。もちろん、弁理士さんも随分変わりつつあると思います。私どもにも毎日午後1時から5時まで来ていただいています。先生方は中小企業の相談にかなり慣れた方でいらっしゃいますから、そうした方々が、先ほどありましたように支部というのが組織化され、その中で活動していただいたら、非常にいいのではないかと思います。

私どものセンターは中小企業の皆さんの知的財産部門ですということを、オープニングのときに申し上げて、活動しております。中小企業の皆さんにとっては、やはり弁理士先生というのはなかなか敷居が高い。やはりもう少し気軽に、入口のところで親切に相談ができる場所がないかというのが、まず大切なのではないかと思います。

波多野 そういう弁理士は敷居が高い、もっと入口のところで親切、懇切に対応できるような人を求めている、あるいはそうは言っても、現実に例えば弁理士会が抱えている大きな問題というのは関東地区に4,200名の会員がおられる。その会員の皆さんは個々の弁理士の資格でもって一所懸命にされていることは、多分間違いない事実なんです。けれども、それは一理あるんですけれども、それを越えて、組織として対応しなければいけない時代にそろそろ到達しているのではないかと。あるいは、相談しやすい組織、あるいは親切的な組織、信頼の置ける組織に対応していただいて、その中から次の進展を図りたいという中で、杉本会員のほうから東京に大きな組織で、今現在、会員自身が一生懸命に努力していると、この上にさらに支部活動までする必要はあるのかという会員も結構多いんですけれども、それに対して何か御意見をお持ちですか。

杉本 杉本です。

個々の会員が努力して会員の業務をやっているというのと、組織が組織として活動するというのは全く別の問題ではないかと思うんです。私のほうに振られたのですが、私から逆に東京都のほうにお尋ねしたいことが一つあるんですが、近畿支部では近畿の代表的な地方公共団体として大阪府と全面的なタイアップをし

て、大阪府に存在する商工会議所とにかく我々が深く入り込んで、そこに所属する中小企業の知財マインドを掘り起こすということをやっているんです。とにかくもっと地域全体を掘り起こしたいということで、大阪府に積極的に協力させてもらっているんですが、実は弁理士を派遣するのは全部が大阪府の予算で動いているわけです。これは私が支部長をしているときに、大阪府が全面的に弁理士会近畿支部に協力を求めてこられたときに、我々はあらゆる協力をさせていただきますと、しかし、我々は一定の予算を組んでいたかかないとなかなか動けないわけですので申し上げたら、その予算を今年から組んでいただいたんです。東京都もちろん、我々が組織として、あるいはもし東京に支部ができて動くとしたら、当然そういう方向で動いていただけるのでしょうか。

橋本 センターができたときには、たしか日本弁理士会さんに相談弁理士を紹介してくださいとお願いをしたはずなんですけど、まずこれは断られたと聞いております。それから、第2年度目にさらに専門性の高い、例えばIT分野とか、バイオの分野の弁理士先生を紹介してくださいということでお願いしたときは、募集等について日本弁理士会に協力をさせていただきました。

それから、もちろん私どものところで専門相談に応じていただいている先生方には時間当たり幾らということで、そんなに大した額ではないと思いますが、お支払いをさせていただいているというのが現状でございます。

杉本 近畿支部ではとにかく、相談とか、あるいはいろんな知財の講師とか、そういうことをできる会員をあらかじめ支部としてリストをつくっておくわけです。要するに人材バンクをつくっておくわけです。要望があればその中からどんどん推薦していくことをやっておりますので、もし東京都にも支部ができればそのような動きをしていただきたいと、私は期待するんです。

橋本 もちろん都の予算もありますけれども、そういう方向になろうかと思います。

波多野 支部の活動というものは完全なボランティア活動ではなくて、それなりのある程度の有償性をもって対応できそうだとということも、皆さん方にも少し御理解いただけるのではないかと思うんですが、東海支部は現実的にはどういうようにされているんで

しょうか。ボランティアでされているんでしょうか。

佐竹 原則的にはボランティアといいますが、皆さん、社会貢献という考え方で無償を前提として活動しているようです。ただ、中には先方で御予算をいただけるようなところもたまにはあるようですが、それは本当にまれで、皆さん方もそういうものはないという考え方でおやりになっているようです。

波多野 日本弁理士会が抱える問題として、会員の分布が偏在がある。とくに東京は大都市集中の典型たるものです。同時に、支部を構築しようとしている地方にとっては、会員数が極端に少ない。20名ぐらいの会員という中で、支部の構築のメリットというものは先ほどの延長線上である程度把握できていると思うんですけれども、佐竹さんのほうからございますでしょうか。

佐竹 これも多少、意識という点で地方の方が違う面もございますが、私の個人的な経験から申しますと、地区部会というのはどちらかというと連絡所、アクセスポイントというようなことで、実態的には組織であるような、ないような、よくわからない感じのグループかと思います。したがって、地元の先生方もどちらかということに関しては本会の会長が、予算に関してもつまみ銭が、それから事業計画に関しても本会からの委嘱事項がということで他人任せで、しかも一部の方が動く程度で、対外的に名刺を持っていても、地区部会長というと、なんじゃないかというようなことがあるのではないかと思います。

ところが、支部になりますと、私が東海でやったときは荒井事務局長がお見えになったということもありまして、近隣の商工会議所とかあらゆる団体のそれなりの方がお見えになって、そこで非常に激励を受けました。我々としては予期しない皆さんの期待というものを感じられて、「おい、どうする、これからやらなきゃいかん」というような感じを受けました。

そこで、やらなきゃいかんということ、できるのか。できるんです。まず事業計画は自分たちでつくらなければいかん、そして本会へ出さなければいけない。今までは、本会から言ってくればそれに対して答えるという他人任せだったのが、これからは事業計画をつくる。そうすると、何か事業を探さなければいかん。それから予算も大枠でちょうどいける。それにふさわしいお金の使い道を探さなければいかん。当時は本当

に予算が少なかったもので、使い道どころか、どっちかというところから皆さんから頻りに広告費など寄附を募って、自腹を切ってやっていたという時代がありました。それから、人事も地元で決められる。皆さんで話し合いをして決められるということ。それから支部長という名刺を持っていくと、県へ参りましても、経産局に参りましても、どこに行きましても、委員長時代の名刺とはワンランクもツーランクも上の方のところにお通しただけ。場所も昔はそこらの廊下の端っここのちょっと入ったところでやっていたのが、どうぞと、間違っているんじゃないかと思うぐらい中へ。局長さん用の応接椅子のところへお招きされて、今後とも地方の支援をよろしく頼む。なんて言われると、支部長も副支部長も感激してしまって、帰ったら「何かやらなきゃいかん」というような雰囲気になってくるということ。

したがって、今の地区部会の先生方も、一律には言えないにしてもある程度の権限を渡し、お金を渡し、裁量を渡すと、それなりの力を発揮して頂ける。それから、今までみたいに本会から選ばれた人でない、すなわち地区で話し合いをしてつくる仲よしクラブですから、それなりに息も合うし、話も合うのではないかと。そういう意味では、支部化はそれなりに。ただ、実態的に活動という面になりますとパワーがありませんので、これは何らかの方策、支援センターから応援に出すとか、あるいは近隣から応援に出すということが必要かと思います。

そんなところですよ。

波多野 今、佐竹さんから現在の地区部会はアクセスポイント的な要素が強いということですが、第1回の弁理士会の今年度臨時総会において、各経産局単位ですけれども各拠点にアクセスポイントを構築すると、さらに経産局は存在しないんですけれども北陸地区にもアクセスポイントを構築するという形で、現在、支部化の構築に向けて、着々と努力しているわけですよ。その先頭を杉本会員が走っているんですが、杉本さん、その辺に向けて、支部との関連でアクセスポイントをつくって、その後のどういう動きに発展させたいという杉本さん自身の思い入れというものはあるんでしょうか。

杉本 これは地区にアクセスポイントがなかったということ自体が既に非常におかしかったわけです。し

たがって、その地区の公共団体はじめ、いろんな企業がまず弁理士会のどこに話を持っていったらいいのかわからないわけです。ですから、アクセスポイントのすらなかったということが非常にいびつだったわけですから、これをまず経産局単位でつくる。つくった以上は、これを足場に支部にしていくというのは当然の流れではないかと思えます。そうしないと、地域地域での日本弁理士会の活動はほとんどというか、全くできないのではないかという気がいたします。

私は今ここに弁理士会近畿支部の会員名簿というのを持っているんですが、東京の先生方は御存じないと思うんですが、近畿支部の会員名簿は会員の写真が載っているんです。中には写真は嫌やというので出されない方もあるんですけども、そうすると何か事件があつてぱっと見たときに、この顔か、これならやりやすいとか、いろいろあるわけです。そんなことで、顔を見ることによって地域の弁理士の存在が非常によく見えるということもあります。近畿は1,000名の大きな名簿なんですけれども、各地域に行きますと40名とか50名でもし立派な名簿をつくられば、その会員相互の間だけでも非常に理解が深まりますし、それが重要な地域の公共団体とか、あるいは商工会議所等に配布されますと、弁理士会の活動とかそういうものが全部わかるわけです。我々の名簿には写真だけではなしに、我々、近畿支部がどんな委員会をつくって、どんな活動をしているかというのもあわせて載せていますから、ある意味では広報誌も兼ねたものができ上がっているということがありますので、当然アクセスポイントから支部に発展していくという筋書きで、私はぜひ皆さんに動いていただきたいと思えます。

波多野 そのように、アクセスポイントは支部に発展する。その支部も多数の会員を擁する支部と、あるいは少数の会員を擁する支部が構築されるという予定で、委員会活動は進んでいるんですが、そういうときに少数会員の支部を構築する場合の問題点、あるいは先ほど支援センターの佐竹さんの話ですと、50人以下でしたら支援センターの支援が必要だとか、あるいは今度逆に1,000人以上ですとまた別の問題が出るという話が出たんですけども、それらを踏まえて、少数会員支部の問題点を。

杉本 近畿支部は今1,000名を超しているんですが、1,000名を超したからといって問題は別に何も無いわ

けでして、ただ京都とか兵庫（神戸）とか大きな都会がありますから、それはそれでまた別の自治をやっているのを受けてもらっていますが、非常に会員数の少ないところはやはり弁理士会の公式組織を動かすということで、多少の負担は増えてくるでしょうけれども、今までに見えなかった弁理士会の活動とか、弁理士会を通じて特許庁の動きとか、政治の動きとか、そういうものが組織を通じて見えてきますから、少ない会員のところでも会務に参加されることによって違う世界が開けてくるのではないかという気がしますので、小さい人数の少ない支部も当然それなりにしっかり皆さんの協力を得て動けると思えます。

波多野 この意見について、佐竹さんはどういうふうなお考えを持っていますか。

佐竹 東海も三重県が現在6名で東海支部の幹事を出しまして支部を構築しているわけですが、結果的には少ないところがたくさんあれば、それを広域化するというを行えば、支部組織として人数的には結構集まると思えます。あと、私は知的財産支援センターという立場、あるいはこういう奉仕という関係からすれば、例えば三重県でやるのであれば、その5名なり3名の先生を中心にして皆さんが応援に出かける。静岡でやるのであれば、静岡はそれなりにいるから主要な頭が欲しいというのであれば、頭の人間を二、三人、労力が欲しいというのであれば二、三人を応援に出すことによって、少人数のところの運営ができるということで、ある程度の地区のグループ化ということを前提にすれば、少数地域においても支部はできると思えます。

ただ、支援という立場ばかりから一方的に見ますけれども、非常に大事なことは各単位といますか、逆に社会の構成が、行政書士さんはかなりの人数がみえるわけです。たしか日本弁理士会の6倍ぐらいみえるわけですが、組織としては47、すなわち都道府県単位でおやりになる。司法書士さんしかり、弁護士会はちょっと多いですが47が基準です。それから、最近よく田舎へ行きますと、中小企業診断士というような方が特許相談なんかをおやりになっていると聞きます。これもやはり日本弁理士会とちよぼちよぼなんです、ポイントとしては47支部おつくりになっているというようなことです。

これは地域という単位は県であり、商工会議所であり、発明協会でありということになると、やはり47というものにおのおの責任をもつ弁理士さんがいて、その人が核になって動くということを考え、それも十分考慮した上で、複数地域を集合し、そこらの運営ができるようにすれば地域でトラブルなく、うまくいくのではないかと思います。

波多野 今、地域に根差した知財活動というのはうまくいくのではないかという御指摘ですが、同時に東京あるいは首都圏の会員にとりましては、東京には日本弁理士会の本部がある。けれども、その上になぜ支部が必要ですかという意見も多分、会員の皆さんの中には多数がお持ちになっている。その辺のところを、杉本さん、何か意見はございますか。

杉本 本部が東京にあるということと、本部があるから支部が必要ではないということは全く話は違う次元の問題なんです。本部は本部機能をやっているわけですから、別に東京ではなくたって、北海道であつても九州であつても本部機能は本部機能としてやるわけで、支部機能というのはその地域において地域と密着した活動をやるわけですから、本部がそんなことを直接できるはずがないわけです。関東に本部があつても、支部がなければ地域に密着した、例えば東京都と密着した活動などはできるわけがないと思うんです。例えば企業は東京に本社があつても、必ず東京に営業所を置いているのと同じことであつて、それがなければ地域に密着した活動は当然できないと思っています。

波多野 さらに、今度は支部設立に向けて、あるいは支部を設立する場合に、支部がどのような策を講じれば会員が支部活動に積極的に参加できるのか、あるいは現実の対応というんでしょうか、知財ニーズに対してきめ細かな組織的対応ができるようになるのかというのを、何か意見をお持ちの先生はいらっしゃいますか。

杉本 近畿の場合は14の委員会をつくっています。その委員会に所属することによって、会員の活動をやり、同時に自分の仕事とどこかでつながってくるということをやっているわけです。しかも、その14の委員会というのは本会がやらなくてもいいような委員会を支部がやっているわけですから、重複して本部と支部と同じような委員会をやっているところもあるんですけれども、本会がその委員会を支部に全部投げてし

まって、支部がやればいいというような委員会も現在あるわけです。ですから、現在はわざわざ全国から東京（本会）に来て委員会活動をやっているのが、その地域でできるというメリットがありますし、近畿の場合は全部で300人ぐらいが委員会活動に関与しているのではないのでしょうか。

波多野 もう一つの問題点として、私どもは知財の担い手として最も身近な立場にいるというように自負しておりますけれども、現在、支部活動とか、身近な地方の知財ニーズに対して組織的な活動をしているところもありますが、活動していないところもあると。そのようなときに、今、日本弁理士会がそういうきめ細かな知財活動をしないのでしたら、他の組織が侵入してくることも考えられる。虎視眈々とねらっている団体、組織もあるわけですが、そのことに対して、ひとつ、杉本会員。

杉本 これは極めて危機的意識を私らは持っているわけですし、まだ近畿の場合は1,000名の会員がいますから、頭文字Gさんの進出はあまりないんですけども、例えば地方に行きますと、その県に弁理士さんは1人、Gさんは100人というようなバランスですから、当然国としては、知財の戦略としては、1人しかいない弁理士に知財のインフラを任すよりも、Gさんに任せたい方がいいのではないかという考え方だって生まれてくるのではないか。地方に組織がなければ、当然そういう方向に動いてしまいますし、地方に弁理士会の組織をつくって、そこでしっかりその地域の知財インフラを支えれば、そういう問題もどこかで食いとめることができるし、我々の非常にレベルの高いサービスをやはり引き続きやっていくことができるということで、これはある意味では大至急やらなければならない問題ではないかと思っています。

波多野 最後に、荒井さんのほうから、今までの話をお聞きになって弁理士に対する要望というんでしょうか、新たな思い入れができたということがありましたら、披露していただくとありがたいんですが。

荒井 さっきのお話の中に行政と司法の親切運動の他にもう一つ、弁理士の親切運動が必要だという名言があったと思います。親切かどうかというのは要するに社会のニーズに応えることです。これは弁理士の先生方のミッションというかモラルというか、高い志でこの分野に入られたわけですから、日本の発展に貢献

していくという志というか、これを果たすような仕組み、体制をつくっていただきたいと思います。

波多野 橋本さん、東京都の知財政策をあくまでいるという立場から、弁理士個人というより、弁理士会の、特に支部等を含めた組織に対してどういう期待感があるでしょうか。

橋本 パテント誌の11月号にも、東京都以外の20以外の県の方が活動状況と、それから弁理士に対する期待を表明されていると思うんです。やはり地方自治体が力を入れ始めますと、当初は人数が少ないとか、何とか弁理士さんの数を増やしてくださいという要求ですが、中には相当広範囲な業務を、出願権利化の代理だけではなくて知財全般についても要望が出てきているのは、お読みになった方は御存じだと思います。地方自治体が力を入れるとだんだんそういう方向になると思います。ですから、ぜひ荒井事務局長も東京都の中小企業の経営者と直接話をしたいと、わざわざお忙しい中、何度も足を運んでいただいて、中小企業の経営者と話をさせていただいています。ぜひ組織化等を通じて、弁理士の皆さんと中小企業の皆さんとのコミュニケーションがぐっとよくなるように期待しております。

波多野 もう一点、橋本さんは実は大企業、三菱化学の特許部長、あるいは知財部長も経験されている立場から、現在は大企業ではない中小企業の方々、ベンチャーの方々を中心にして扱っているんですけども、その辺のところの知財に対するニーズの違いというんでしょうか。

橋本 ある程度は予想していたんですが、予想以上に中小企業の皆さんが知的財産制度をうまく活用するというのは大変です。お金の面もあれば専門家がない、技術開発力についても単独では限界がある、そんな中で苦戦されているところもあります。中にはその段階はもう過ぎて、非常にうまく、ある意味では大企業以上に効率的に知的財産制度を活用されている会社もあります。もちろん費用面では大企業みたいにたくさん特許をとれないと、一件一件の特許を大事にしたいと、工夫しながら権利化を考えておられるというところもありますし、どちらかというと特許制度については権利を取るだけでも大変だ、お金もかかると。まして権利を取ってそれを活用しようとしても、大企業は中小企業の知的財産をあまり尊重してくれない、

裁判なんかをやっていたのでは中小企業の経営者というのは経営者兼、研究者兼、知財担当ですから、そんなことで訴訟なんかに関わっていたら中小企業の日々の経営が成り立たないということで、特許制度にあまり信頼を置いていないところまでさまざまです。そういう場合は、営業秘密としての保持になるんですけれども、そこがまたなかなかきちっとしていないという問題もあります。さまざまですけれども、一般に関心は薄いと言われますが必ずしもそうではなくて、専門知識はないけれども経営感覚として重要であるということはかなり企業はわかっています。それを何とか支援をしていきたいと思っていますので、ぜひ弁理士先生にはよろしくお願ひしたいというのが、私のコメントでございます。仕事はいっぱい広がると思います。

波多野 さらに今、弁理士は6,000人体制から、あと数年、10年以内には1万人体制を超える時代を迎えると。そういう時代を迎えるときに、どういう活動をしていけばいいのかという、一つの答えが今、橋本さんのほうの意見だと思います。同時に、杉本さんのほうから近畿支部をあくまで立場から、こういう全国支部化へ向けてのエールをひとつ送っていただけたらと思います。

杉本 支部をつくって、やはりツールを生かさないとだめだと思うんです。それを生かすことによって自分たちの職業のステータスも上がりますし、質の高いサービスを地域に提供することができるわけで、これは組織がないと、要するに足がかりがないと何もできないわけで、個人プレーではたかが知れているわけです。ですから、組織をつくって、その組織を足がかりにして、地域社会において質の高い知財のサービスを行うということをやっけないと、弁理士という職業は都会だけにしか存在しない職業だとか、あるいは弁理士にかわって他の職業の人たちが知財のインフラを支えてしまうということにもなりかねませんので、ぜひそのところは認識を改めていただいて、組織づくりに励んでいただき、そして組織で活動していただきたいというように思います。

波多野 佐竹さん、同様なことで意見はございますか。

佐竹 私は支部の立場と、知財支援センターと両方ありますが、弁理士会が今度1万人体制に向けて生きていくということと、それから中小企業の育成なくし

ては知財立国というのは成り立たないのではないかと
いうこととはイコールの関係にあると思うんです。し
たがって、まず弁理士会がそれなりの組織、あるいは
知識を蓄えて、それを社会に向けて支援を送ること
によって、中小企業をいかに育てていくか。橋本先生
もおっしゃっているように、中小企業の育成というの
は大変難しゅうございますし、我々もいろいろ今、中
小企業専門の支援員というものを育てようというこ
とで計画を立てているわけですが、非常に難しい面
がございます。しかし、これを全国津々浦々でそれ
ぞれの土地に合った支部ができて、その組織でも
って地区の中小企業と親しくできれば、本当に月に
1回とか週に1回ぐらいで巡回相談をすると、中
小企業の会社の中に3人ぐらいの弁理士が入って、
いろいろな悩みとかアドバイスを直接対話するよ
うなことで、中小企業の育成が成功するのであれば、
これは日本弁理士会の行く末に非常に明るい展
望が開けるのではないかと考えております。

波多野 それでは、そろそろ時間にもなつたん
ですが、もう一言、言い足りないというパネリス
トの皆さんはいらっしゃいますか。

杉本 私は言い足りないのではなしに、今日、
御出席されている皆さん方にちょっといろん
な質問をさせていただいて、それで答えたい
という気がするんです。

波多野 そういふわけで、意見交換のほう
は終了させていただきます。これから会員の
皆さんからこの支部の構築に向けていろん
な疑問点、問題点、あるいは質問事項、さら
にもっと推進を早くやれというような激励
の言葉をいただけたらと思うんですが、御
質問のある方はいらっしゃいますか。どうぞ。

滝田 質問というわけではないんですけれど
も、ちょっと意見を言わせていただきたいと思
います。

結局、知財立国をまず実現するということは、
やはり権利をまず取得するところがどどん
ど進行していかないといけないということだ
と思うんです。そうすると、要するに中小
企業等がどういうふうにしたら権利を取
得しやすいか、そこの一番のポイントはや
はり一件一件出願するときのコストが高
いところだろうと思うんです。ですから、
早い話が、日本弁理士会が予算を組んで、
ある程度援助をすると、都道府県等の
地域社会のほうでも予算を組んで一緒
に援助をすると、それから本人もある
程度負担すると。例えば、3

分の1本人負担、3分の1弁理士会が負担、
3分の1都道府県ないしは市町村が負担
するというような形でやれば、非常に
中小企業はアクティブになってくる
と思うんです。そういうことがしやす
いような仕組みをつくるのが支部の
目的だというふうにしたほうが、私
は支部をつくりやすいと思います。
支部をつかって、さて何をやるか
というのではなくて、やはりそうい
うようなやり方のほうが私はい
いのではないかなと思うんですが、
いかがでしょうか。

波多野 いかがですか。佐竹さん、
ありますか。今のは滝田会員のほう
からの質問です。

佐竹 我々が目指しているのは、
弁理士というのは保護の世界では
非常に優れた知識を持っております。
ところが、その前段の創造、物を
つくり出すところではちょっと
まだ意識が少ないのではないかと
思います。さらに言われているサイ
クルの後ろの活用という面も、
知識が割合に多いとは言えない
ということ。

それで、中小企業さんにいろ
いろ話を聞いたり勉強してみます
と、まず彼らが望んでいるのは
とりあえず利益を上げたい、何
かまい仕事が欲しいというような、
大企業からたかれない仕事を
もらう方法はないかとかい
うようなことで、あまり知財に
関しては知識がない。そして、
たまに何かアイデアを研究して
みようというような企業のお話
を聞きましても、非常にレベル
が低いというとおかしいん
ですけども、特許庁さんが奨励
しているIPDLとかいうもの
も使わない。ただ、出願する
のに出願していいのかどうか
というようなチェックぐらいに
しか使われていない。開発の
段階ではほとんど使われて
いない。

ところが、弁理士さんは
そういう知識をたくさん持
っているわけです。そういう
ことを考えますと、都道府
県単位、あるいはもう一つ
小さい隣近所というわけ
ではないですが、その範囲
で組織ができて、そして
相談の窓口、相談も単に
溝のある相談ではなく、
溝を取ってしまっ
て、垣根を取ってしま
って、工場の中が見
られる状態での知識
というのがあれば、
その創造の世界から
保護、出願まで
広い範囲に行ける
のではないかと
思います。私はよく
言っているんですが、
明細書を書くとき
はいつも中小企業
といえども億単
位の仕事をする
んだと。20万円
や30万円をもら
って書くという
ようなことはい
かんと。会社は
それが成功すれば
億単位の利益を
目指している
んだから、そこ
をよく考えて
出願して

あげなさいという言葉は私は常日ごろ、皆さんに申し上げているんです。

やはり保護ということも非常に大事です。これはもちろんですが、中小企業には保護へ至る開発の、よそに負けないような、利益を上げるという玉をつくり出す知識というのが非常に少ない。その点は弁理士さんはいろいろな検索機能も持っておりますし、アイデアも持っているんですが、これをもう直接、中小企業へ注入してやれば、今のような問題も一挙に解決するのではなからうか。もちろん、弁理士会の中で支援センターがありまして、そこでは出願に関する支援の事業ということもやっておりますが、もう一步、それもやるけれども、知財の専門家であるから、その先も一緒に面倒を見ようではないかというのが、支部をつくる上には非常に大事ではなからうかと考えております。

お答えになったかどうか、ちょっと外れたところもありますが、お許してください。

波多野 あと、橋本さんの東京都も知財支援に対するコストと予算をある程度お持ちなんだろうと思うんですが、それは現実的に予算はフルに使われているという立場なんでしょうか。あるいは持ち越しという状態で、あまり活用されていないという立場でしょうか。

橋本 今、都としてやっていますのは、外国特許出願費用の助成です。これは平成15年度から始めまして、初年度から順調にたくさんの応募がありました。それで予算との関係で、点数が上位40数件にかなり助成しました。今年度は予算を倍額にしましたので、多少、応募件数も増えましたし、合格点に到達したのについてはほとんど助成することができたと思います。大変うまく利用していただいています。それから、区とか市町村で国内出願に対する助成を始めたところも、区で3つ、市で3つ、少しずつ増えつつあるという状況もあります。

もう一つ、別の意味で、外国権利侵害調査の助成も始めています。

波多野 滝田会員、よろしいでしょうか。

滝田 とりあえず結構です。

杉本 今の答えなんですけれども、それは支部をつくったときに、支部の活動の一つとして、地域の県と、あるいはそれ以外のところでもいいんですけれども、そういうようなことも含めた活動をされれば、実現は全く不可能ではないと思います。

ただ、支部を作っても、弁理士が個人的に、ボランティアで無償で活動しても長続きしません。従って、日本弁理士会は社会的貢献という観点から予算を組んで、そして国も知財立国と言っているのですから、その実現のために、地方自治体と3者が一体・融合的に協力していくというシステム作りが大切であり、そのために支部の設立が役立つのではないのでしょうか。

佐竹 そのとおりだと思います。要するに、日本弁理士会が単独にというのではなくて、地域と融合して活動していくためには、やはり予算的な面というのは抜きにしては考えられないと思うんです。完全にただで、無償で、ボランティアでということと言われると、やはり長続きはしないだろうし、全体の国家戦略という観点から見ても、そこにコストというものをある程度使っていかなければいけないということは、当然入ってきていると思いますので、やはり総合的に考えていく必要があるのではないかとということで申し上げました。

波多野 ありがとうございます。

さらに、御質問のある方。どうぞ。会員は名前を言って発言していただけますでしょうか。

質問者 今日のメインテーマは全国支部組織化でございますが、私の意見といたしましては、とにかく知財戦略というものと経済産業政策というものが即イコールであるという意識が非常に高まっておりますので、ぜひこの経済、産業、行政、地方の行政機構と見合った全国支部化ということがぜひ必要であると考えております。橋本先生が、ちょうど今お手持ちの Patent の中でも、橋本先生の総合センターにおいても出願の弁理士ではなくて、経営戦略、経済産業戦略の弁理士が欲しいんだということが書いてあると思うのでございます。

また、具体的な例を申しますと、知財を核としたベンチャー企業の話は随分聞くのでありますけれども、地方の信用保証協会の保証を得て、ベンチャーを立ち上げた。それから、近畿の例を見ますと、大阪の商工会議所の中に本社を置いて立ち上げているんだというふうな例もございます。きのうの朝刊には、商標に地域と品名をあわせた商標を認めることが検討になっていると。南部鉄器とか、あるいは大島紬とかでございますが、こういったものもいきなり商標にというわけにはいかないので、新聞にもっておりますように、中小企業の協同組合といったものを核にいたし

まして、有力な中小企業の共同組合がこの地域、プラスチック名でやっていこうということで初めて成り立つということは、まことにもっともなことでございます。そうしますと、どういたしましても、各8つの経済産業局の中小企業課においていかにリードされるかということと、商標出願というのが密着しているわけでございますから、そういった支部組織化がぜひ必要であるということを強調したいと存じます。

それから、今日は荒井事務局長から非常に貴重なスピーチをいただきましたが、実際問題としてそれを進めます場合に、荒井事務局長のプレゼンテーションの28ページでございますが、弁理士の敷居が高いという言葉がございまして、また30ページになりますと弁理士費用が高いということが壁だというふうに、中小企業は意識しているということがございます。では、どうしてこの敷居を低くする、それから高い報酬といえますか、費用が高くはなく低くするということになりますと、要するにこれはそれに向かってなるべく努力しようとするれば、コストを下げていくということしかない。コストを下げ、多くの受託件数を持って、弁理士も栄えていく。経済産業局からいろいろ産業の知識を得まして、中小企業のように評価を高めるとともに、そういったことが必要だと思うのでございます。

具体策といたしましては、一つには経済産業省は中小企業庁をお持ちでございまして、全国に3,000ある商工会議所に9,000人の経営改善普及員というものが配置されております。これは40年ほど前にできまして、私の記憶では人件費の半分と、それからモーターバイクなんかを使って、モーターバイクなんかの費用なんかの半분을経済産業省で補助なさっていると。これを経済改善普及員という名称に現在なっておりますけれども、知財普及改善員と申しますが、知財普及員というふうな機能も持たされまして、それからちょうど3日目前でございますけれども、非常に派手にテレビで放映されておりました知的財産検定という制度がスタートいたしました。本年、スタートいたしまして、3回の試験で5,300人の受験者を得たということで、4つの階級でございます、明細書の書き方というものに非常に重点を置いた試験内容でございます。ですからある程度、明細書の素案といったものを書く能力を備えた弁理士の補助者的なものが全国に分布いたしまし

て、弁理士のコストを下げてくださいれば大いに対価もその部分を下げ、弁理士としてはたくさん受託を得てというふうなことです。

そこで質問といたしましては、杉本先生と佐竹先生におかれましては、先ほどの敷居が高い、あるいは弁理士費用が高いという中小企業の側の感触に対しましては、いかなる対案をお考えでございましょうか。支部の大先輩に後輩が教わるということで、ひとつ、お答えいただければと思います。

杉本 弁理士費用は高いのは支部をつくったから安くなるという感覚はあまりないんですけれども、ちょっと難しい御質問なんですけれども、ちょっとこれは荒井局長に答えていただいたほうがいいのではないのでしょうか。局長から弁理士費用が高いという声をどこかで聞いておられたのではないかと思うんですけれども。

荒井 これはそういうことを言っている人がいるので紹介したわけございまして、私が高いと言っているわけではありません。ただし、世間の人はそのことを言っているのです、こういう問題についてどうしますかということ。それから、勿論、中小企業の方が特許を取るときに、特許庁に支払う金がかかります。それから、同様に弁理士の先生に支払う金もかかります。中小企業から見ると、両方まとめて高いと言っているわけです。中小企業に関して、特許庁の料金については色々な減免制度を拡充しているわけです。では、弁理士の先生方はどうなるかということで、そっちも下げたいという希望が出ているということ。私は申し上げているわけでございます。

波多野 佐竹さん、御意見がありますか。

佐竹 今の荒井先生のお言葉で尽きているかと思えます。

波多野 私自身も弁理士の手数料が高いのではなくて、むしろタイプ代とか何とか証書というのが高いという意見が多くて、弁理士の手数料が高いという意見は、今までやった仕事の中でほとんど聞いたことがないですから、この辺もちょっと。ただ、事務所はパソコンのタイプ浄書に対して昔と同じような一件一件、和文タイプを打つような感覚で料金を取っているという指摘は大分強いという感覚です。

それでは、最後にもう一方だけ。どうぞ。

赤尾 赤尾と申します。出願のほうはもう十分で、

今、出願の前段階が必要というお話が最初にあったんですけども、逆に今度は後段階で、支援活動をした成果として、例えば中小企業の倒産率が下がったとか、今まで利益率が上がったとかいうデータというのはあるのでしょうか。ないのであれば、そういう追跡データを追うことで出願の啓蒙みたいなものになると思いますが、その辺はどうでしょうか。

波多野 橋本さん、何かございますでしょうか。例えば技術力の高いところは、今言ったように経営的にもうまくいっていて、ほとんど倒産もしていないというようなデータの的なものというのは、都のほうでお持ちでしょうか。

橋本 データまでなかなかいないんです。私どもも先ほど、御説明したように、去年の4月に始めたところなものですから。ただ特許等をうまく活用している会社の事例集というのは、アンケート並びにヒアリング調査の結果を含めてまとめました。それから、私どもの事業は東京都の中小企業振興公社へ委託された事業になっていまして、私も所属は振興公社なんですけど、公社の幹部要員なんかと話していると、これは非常に感覚的なんですけど、データではございませんけれども、やはりこんな厳しい中でも特別な技術を持っている、あるいは特許を持っているところというのはなかなか頑張っているというようなことを、従来の仕事を通じて感じている人は複数おられるということがあります。

これから、私どもも相談に来てどうだったかというアンケート調査もやっていますので、少しずつ増やしたいとは思っているんですけど、なかなか私どもの仕事は特許を出願する段階から始まって、それが事業的にうまく活用される段階まで追いかけてやると、やはり数年はかかるということもありまして、うまいデータが出るようになるのがいつかというのは、あまり自信がありません。

波多野 あと弁理士として長いキャリアをお持ちの佐竹さん、その技術を持っているところが企業的なものも経営的にうまくいっているかというのは、どう思う、評価というのか、何かお持ちでしょうか。

佐竹 これは知的財産支援センターとしては特にデータはございません。ただ、私はどちらかというと中小企業の方とおつき合いが多いということから、中小企業というものを見ているわけですが、これはやは

りトップの方がどの企業に関しても、知財に非常に関心をお持ちだということ。それから、トップの方が社員に対して発明しなさい、考えなさいということは今、常に啓蒙なさっているという企業は、わりあいに成功率が高いのではないかと。それから、私ら支援センターの立場から中小企業の方、あるいは役所で中小企業の方と交換会をやるというところで、トップの方がお越しになる場合も、やはりトップの方自身が知財に関する知識というものを、わりあいにお持ちの方が多いということから、我々としては単に座学といいますか、セミナーを開いて、お越しいただいた方に知財を教えるということも大事なことですけれども、トップの方とどのように接触して、トップの方に知財というものをどのように浸透させるかというのが、非常に大事だということを最近、つくづく考えております。そのためには、やはり多くの弁理士さんが人海戦術でもって多くの中小企業の方と、何とかコンタクトをとって、そして中小企業のトップの方に知財の重要性、知財というものがいかに企業を盛り上げるかということをお教えるのが大事だと思います。そういうときには、先ほど、橋本先生がおっしゃったような事例集などを参考にしていけばいいのではないかとこのように考えております。

波多野 ありがとうございます。

いずれにしても、シンポジウムにはそろそろ時間が参りましたので、この辺で終りたいと思いますが、最後にこのシンポジウムに関する質問、あるいは意見、感想がありましたら、日本弁理士会の事務局あてに出してくださいということです。

今日は長い間、ありがとうございました。

司会 長時間にわたりまして、貴重なお話をいただきましたパネリストの先生方に今一度、皆様方、拍手をお願いいたします。(拍手)

先ほど来、パテント11月号という話が何回も出てきましたけれども、地域の対策という特集を組んでおります。各地方自治体さんの知財政策を紹介しておりますので、ぜひまたお読みいただきたいというふうに思います。7,000部刷っているんですけども、既に品薄状態ということになっておりまして、関心の高さがうかがえるというふうに感じております。

それでは、閉会に当たりまして、佐藤総括副会長より御挨拶を申し上げます。

佐藤 本日は基調講演をはじめ、パネルディスカッションに御参加いただきました。荒井事務局長、今日はどうもありがとうございました。それから、パネルディスカッションに御参加いただきました。橋本・東京都知的財産総合センター所長、どうもありがとうございました。それから、パネリストの杉本会員、佐竹会員、どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。コーディネーターを務めていただきました波多野会員もどうも御苦労さまでございました。

荒井事務局長のお話にありますように、弁理士が知財により地域産業の振興、特に中小企業の育成に寄与していくことが、日本の産業競争力を増強していくことが弁理士のミッションであるということをお話いただいたと思います。それから、橋本先生からは地域に優しい弁理士活動をしてほしい。これは我々が今まで求められているものとして、しっかり受けとめなくてはいけないものだろうと思っております。このようなことをやっていくためには、自分たちの地域は自分たちが貢献してくんだという心意気をやはり持たないといけないだろうというふうに思います。また、そのような活動をするためには、やはり地域密着型の組織があつてこそできるというふうに、今日のお話を伺って受けとめられたと思います。

では、そのような地域密着型の組織が活力がなけれ

ば、せっかく組織をつくっても意味がないわけで、そのような組織というのはやはりその地域の特色に応じた、かつ自立的な運営ができる組織でなければ、活力ある組織にならないのではないかと。それを実現できるのが支部組織だということであろうというふうに思います。

こういう活動をする、また我々が地域産業の活性化に努力するという事は、すなわち我々の業務拡大ということにもつながるということであろうと思います。したがって、東京は東京に、東北は東北にというような形で地域密着型の組織、支部を設置することが今、我々に求められている緊急的な課題であるということ、今日のお話で確認できたのではないかとこのように確信しております。

今日のシンポジウムの成果を踏まえまして、これからも正副会長会のほうとしては支部を全国に組織するという活動を推進していきたいと思っておりますので、ぜひとも会員の先生方に御支援、御協力をいただきたいと思います。

今日は、どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。(拍手)

司会 これをもちまして、シンポジウム『知財立国から見た日本弁理士会の全国支部組織化』を終了いたします。